

博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員（主査）野本京子



論文の概要

金恵媛氏の学位請求論文「高齢期における個人の自立とサポート・ネットワークー日本・韓国・『在日』の比較を通じてー」は、各国・各地域で進展度にこそ違いはあるものの、世界的な趨勢を示している「高齢化」に対し、現在社会が問われている課題がどのようなものであるかを明らかにしようとしている。その際に、日本以上の速さで高齢化社会へと突き進んでいる韓国が、この問題で先行した日本の体験から何を学び得るかという基本的関心が出発点にある。

金氏は自らも関わった調査をはじめ詳細なデータを用い、韓国社会と日本社会における高齢者の生活状況と高齢者のサポート・ネットワーク（とりわけ家族）の在り方について、世代特性や異世代間関係さらには扶養意識などを比較し、その特性を明らかにしようとしている。この「世代特性」の重視は時系列的分析すなわち日韓両国社会の高齢者の現在を規定・形成している時代状況への着目へとつながっている。特筆すべき点は、「高齢者の自立」や「自立した高齢者像」が強調される昨今の風潮が、「非自立層」への疎外をもたらす点に警鐘を鳴らし、また本論文を通じて、高齢者自身にもみられる（余儀なくされている）「自立意識」と現実とのギャップを明らかにしたことである。なお本論文の分析を通底しているのがジェンダー及びマイノリティーの視点であり、さまざまな局面での「ジェンダー特性」の具体相について検証されている。またマイノリティーの視点は、在日朝鮮人一世の高齢者たちの抱える固有の問題を究明した章に体現されている。

論文の構成と内容

序章は筆者の問題意識とともに、研究史の整理が行われているが、各時期における研究の問題へのアプローチの在り方自体の推移を取り上げることで、それぞれの時期の社会における高齢者問題への「まなざし」を明らかにしていくというスタイルをとっている。

第1章と第2章は日本の高齢化の進展状況とその背景を確認したうえで、そのなかでの世代間関係等について、時系列・男女別・コーホート別に検討したものであり、高齢者介護をめぐる期待・評価をめぐる意識と実態の乖離などを明らかにしている。第2章では日本家族社会学会の「全国家族調査研究会」による調査を、官庁調査では把握できない家族変動の的確な分析を可能にするデータを提供するものと位置付け、扶養規範についての意識や親子間の経済的・非経済的援助関係について詳細な検討を加えている。興味深いのは、援助関係を一方的関係ではなく、双方向的なものであることを検証し、明らかにしている点である。

第3章は本論文での中核をなす章であり、前2章での分析結果をふまえ、日本と韓国における高齢者の意識や生活実態を比較、検討している。用いた主要データは、内閣府（第4回までは総務庁）による5年毎に実施された全5回の調査（「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」）である。これは日本・韓国・ドイツ・アメリカ・スウェーデンの5カ国を対象としたものだが、金氏は第5回調査委員会の韓国担当委員だったこともあり、本章の分析は詳細かつ説得的であり、学校教育にみる世代特性など、多くの新たな知見を導出している。日韓の高齢化のプロセスに注目しつつ、両国の類似点とともに相違点を世代的特徴・公的保障水準・高齢期家族の特徴などから分析しているが、調査対象の欧米3カ国とのデータという比較軸を一方におくことで、日本と韓国との相違点がより明確になったといえよう。とくに韓国で顕著な個人の現役時代と高齢期との相関関係の強固さが、男女差や個人差といった高齢者内部の格差としてたち現われていることを具体的に明らかにしており、説得力に富む。また両国とも子世代への依存度は低下しているものの、現状ではそれにかわる受け皿の相違が大であり、高齢者自身の対応にも差があることを検証している。

つづく第4章では在日朝鮮人一世の高齢化問題について検討されている。まずは「日本が初めて経験する外国人高齢者問題」として「在日高齢者」の問題を取り上げており、ニューカマーの増加など多様化する在日定住外国人のなかでの「在日」の人々の世代特性などを検証している。第3節では金氏のかかわった「川崎調査」などを通じて、特異な歴史をもつ「在日」一世たちの生活史(ライフ・ヒストリー)に肉薄し、日本社会における高齢者一般に解消できない問題であることを明らかにするとともに、支援体制の必要性を説得的に描き出している。

補論は、戦後発表された文学作品のなかで「老親介護」を描いた代表的作品として、丹羽文雄『厭がらせの年齢』(1947年)、有吉佐和子『恍惚の人』(1972年)、佐江衆一『黄落』(1995年)を取り上げ、介護をめぐる家族および社会のまなざしの変化を追究しようという試みである。金氏は『黄落』を朝鮮語に翻訳・出版しており、叙述自体は大変興味深く、また意図するところも鮮明であったが、他の章とは方法論的に異なっており、後述するように論文の構成という観点から、疑問も投げかけられた。

終章では、日本と韓国そして「在日」の高齢化過程の特徴を簡潔にまとめている(日本以上に韓国および「在日」高齢者は、世代間・世代内の較差が大)。そのうえで金氏は、世帯形態や経済的側面で高齢期に多くの変化を余儀なくされる女性高齢者や、公的生活保障に欠けている「在日」高齢者の現状から、「自立する高齢者」像がもつ危険性を再度強調している。そして最後に、非高齢者層の認識と行動についての具体的検討を、今後の課題としてあげている。

本論文の評価

審査委員の共通した見解は、本論文における分析が実証力に富み、説得力があることを高く評

価するというものであった。すでに言及したように、本論文はジェンダーの視点・マイノリティの視点を堅持して分析にあたり、多くの知見を導出するのに成功しているという評価も複数の審査員から得られた。またある審査員からは、日韓両国の高齢化過程の本格的な比較研究の嚆矢をなすものであり、研究史的にも大いに寄与するものであるという評価もなされた。

しかしながら同時に、本論文がいくつかの問題点を持っていることも指摘しなければならない。まず第1点目は本論文の論文としての統一性にかかる問題である。ある審査委員からは端的に、本論文は三部構成から成っていると判断した方がよいという意見も提起された。つまり一つの論文としては第3章までで完結しているのではないかという指摘である。とくに文学作品を取り上げた補論については、興味深く読んだとしたうえで、その扱いについては違和感を表明する委員が多かった。他の章との方法論的違いを意識し、補論という形式が採られているが、やはり社会科学的分析とは異質であり、一つの論文の中に挿入することには慎重であるべきだったのではという意見も出された。また第4章については、個人の生活史(ライフ・ヒストリー)の聞き取り調査から得られたデータに基づいており(第3節)、第1～3章で利用されているデータとは分析レベルを異にしていることの問題性が指摘された。本論文のサブタイトルが「日本・韓国・『在日』の比較を通じて」であることを勘案すると、対象人数も方法も異なる基礎データを使用し「比較」することの問題点は明らかである。むしろ方法論的違いについて序章で明示したうえで、このような方法を取り入れたことの意味を明確に打ち出すべきだったようと思われる。歴史的に日韓両国のはざまに宙づりになった(された)「在日」の人々(マイノリティー)へそそぐ金氏の視線は十分に伝わってくるし、またとくに「川崎調査」に基づいた部分は教えられることが大であつただけに残念であった。

上記の点ともかかわるが、本論文の問題点の第2点目として指摘されたのは、比較研究を行う際の方法論にかかる問題である。金氏は第1章において「継続性」という重要な論点を提起している。具体的にいえば、非高齢期の延長線上にある高齢期の生活が、前者によって大きく規定されていること、つまり生活形態の「継続性」という観点から、世帯形態や経済状況にみられる男女差や有配偶率の男女差の拡大がどのように高齢期の生活を規定しているかを説こうとするものである。しかしながら、まず序論において提起すべき重要なキー・タームであるにもかかわらず、この「継続性」が明確な概念規定なしに論じられているために、その後の論文の展開に十分に生かされていない結果になっている。いくつか異なった局面で用いられている「継続性」を概念化し、ジェンダーの視点とつなげていけば、本論文全体がより一貫性を持つことになったと思われる。これが明示的に打ち出されていないのは、方法論的弱さを示すものといえよう。

総合的判断

本論文は上記のような問題点もあるものの、筆者の鮮明な問題意識に支えられ、全体的にいえ

ば、きわめて説得力があり、多くの新たな知見を提供している論文として評価できる。本研究は韓国で育ち、日本で研究をした金氏が、両国の高齢者の生活と意識、そしてそれをとりまく諸制度の比較研究を志し、その研究成果をまとめたものである。両国の社会文化ならびに発展段階の違いが、高齢者の生活と意識、社会保障制度の整備に与える影響を解明しようとする金氏の問題意識はきわめて今日的であり、課題設定も適切である。また本研究を通じて、今後の政策課題なども明らかにしており、この面でも寄与するところ大であると思われる。最終試験では、審査員の指摘した問題点に十分理解を示すとともに、今後自覚的に取組む旨を表明するなど、真摯な姿勢が伝わるものであった。また質問への応答から、氏の研究者としての資質も十分うかがえた。

以上、学位請求論文の内容および最終試験における応答内容から総合的に判断した結果、審査委員全員一致で、この研究が博士の学位を授与するにふさわしいものであるという結論に達した。